

《Labor Communication 2016・10》

通勤途中に、車 1 台が通れる程の幅しかない T 字路があります。横断歩道で待っていると、車が来ないことは一目瞭然。ある日、いつもと同じように赤信号で立っていて、早く帰りたい私は車が来ないことを確認し赤信号のまま渡ろうとしました時、ふと隣に立っていた作業服を着たおじさま集団に目が留まりました。近くの工事現場でお仕事をされていた帰りなのだと思います。当たり前的事なのですが、青に変わるまで待っていらっしやいました。魔が差して赤信号で渡ろうとした自分が恥ずかしくなると同時に、「この人たちはプロなんだな。」と思いました。工事現場では小さなミスや心の緩みが人の命に係わる大きな事故に繋がりがねません。どんな些細なことでもルールを守る。そんなおじさま達を見て気が引き締まりました。（佐々木香里）

健康保険の被扶養者

★健康保険の被扶養者の認定要件が一部変更になります。

今年の 10 月から、被保険者の兄弟姉妹に関する被扶養者認定要件について、兄弟（被保険者との同居要件あり）と弟妹（同居要件なし）との間に差がありましたが、兄弟の同居要件がなくなり、弟妹と同じになりました。

	認定対象者	同居要件
変更前	①被保険者の直系尊属、配偶者（内縁も含む）、子、孫及び弟妹	不問
	②・被保険者の三親等内の親族で、①以外の者……兄弟はここに含まれる ・内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）	必要
変更後	①被保険者の直系尊属、配偶者（内縁も含む）、子、孫及び兄弟姉妹	不問
	②・被保険者の三親等内の親族で、①以外の者 ・内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）	必要

長時間労働

★大手外食チェーンが長時間労働の疑いで書類送検されました。

大手外食チェーンが大阪府内の複数店舗で従業員に違法な長時間労働をさせていたとして、大阪労働局は法人としての運営会社と幹部社員である事業推進部長や店長など合わせて 5 人を労働基準法違反の疑いで書類送検しました。36 協定で決められた 1 ヶ月 40 時間の限度を超える残業をさせており、さらに 1 ヶ月 100 時間の残業を超えるなどの悪質なケースも見つかったようです。今後の法改正で 36 協定の運用が厳格になる予定です。

年金受給資格加入期間

★年金受給資格加入期間 10 年に短縮へ閣議決定

年金を受け取れない人を減らすため、平成 29 年 9 月分（10 月から支給できるよう）から年金受給資格を得られる加入期間を 25 年から 10 年に短縮する法案を決定しました。期間を短縮することにより約 40 万人が老齢基礎年金を受給になります。



あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング 814
電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士 佐々木 香里 社会保険労務士 小野山 英男 特定社会保険労務士 小野山 真由美

★朝晩肌寒くなりました。風邪にはお気をつけて！